

静共募第 100 号
令和8年6月15日

各 位

社会福祉法人静岡県共同募金会
常務理事 影島 秀明

共同募金をお預かりする静岡県共同募金会の内部牽制体制について

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年6月13日に報じられた社会福祉法人北海道共同募金会に関する不祥事につきまして、共同募金運動にご協力いただいている寄付者の皆さまをはじめ、関係する皆さまにご心配をおかけすることとなり、誠に遺憾に存じます。

報道内容が事実であれば、共同募金運動の信頼を大きく揺るがすものであり、断じて許されるものではありません。共同募金は、皆さまからお預かりした信頼をもとに、必要な福祉支援へ確実につなぐ責任を担っております。

静岡県共同募金会では社会福祉法人会計基準に基づき、市町共同募金委員会を含め、下記のとおり厳格な内部牽制体制を構築し、行政の指導監査及び外部の公認会計士による監査も受けながら、不正を発生させない仕組みを徹底しております。

改めて、業務の再点検を行って内部牽制体制の徹底を図り、今後も、皆さまからお預かりした信頼に応える組織として、責任をもってその役割を果たしてまいります。

記

1 静岡県共同募金会の内部牽制体制

(1) 現金の取り扱い

窓口寄付および依頼を受けた募金箱回収のみとし、必ず複数名で確認。現金は封筒に入れ複数名で封緘し、現金管理簿に記録したのち、金融機関へ持ち込み入金。入金後は預金通帳と現金管理簿を照合し確認。

(2) 支払手続(Webバンキング)

会計職員が支払データを作成し、会計責任者が承認することで、業務を分離し牽制を確保。

(3) 金融機関窓口での振込依頼

会計職員が払込請求書を作成し、決裁内容を確認したうえで会計責任者が届出印を押印し、業務を分離。届出印は会計責任者が管理・保管。

(4) 金融機関窓口への出向者

払戻請求書を作成した職員とは別の職員が窓口へ出向く体制とし、業務を分離。